

広島県訓令第十三号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第十三号中「五千万円」を「七千万円」に改め、「予定価格二千五百万円以上の財産の」を削る。

別表第二局長専決事項の欄第十二号中「三千万円」を「七千万円」に改め、「予定価格一千五百万円未満の財産の」を削り、同欄第二十四号(四)及び(五)中「（職員の行為によつて発生した交通事故及び道路管理の瑕疵かによる事故に係るものに限る。）」を削り、同表課長専決事項の欄第二十六号中「予定価格一千万円未満の財産の」を削る。

別表第三会計管理部の部総務事務課の項課長専決事項の欄第一号(一)中「三千万円」を「七千万円」に、「及び修繕」を「修繕及び売却」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「三千五百万円」を「七千万円」に改め、同号(三)を同号(二)とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年一月一日から施行する。